

## 野迫川村障害者活躍推進計画

機関名	野迫川村（役場）
任命権者	野迫川村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
野迫川村における障害者雇用に関する課題	野迫川村については、職員総数が40人未満の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。
目標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月2日時点の法定雇用率以上を目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用促進人事担当）を整備する。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、定期的な面談等により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li> <li>・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。</li> <li>・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。</li> </ul> </li> </ul>
4 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に係る事項	○障害者就労施設等からの物品及び役務の調達については、予算の適正な執行及び契約の透明性に留意し、前年度の実績を上回ることを目標とする。なお、村内に当該施設がないので、物品購入等の要綱等に基づいて、県内外の施設から随意契約等により積極的に調達し、自庁で使用するのみならず、配布物にも適用する。
5 その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。